

## 漁業権免許申請について

令和5年5月29日付けで公表した鳥取海区漁場計画に定める漁業権の内容たる漁業の免許について、次のとおり申請があったため、申請のとおり免許して良いか、漁業法（昭和24年法律第267号）第70条の規定により鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴くもの。

## 【漁業権免許申請一覧】

公示番号		漁場の位置	免許申請者	備考
海共第	1号	岩美町及び鳥取市福部町地先	◎鳥取県漁業協同組合、田後漁業協同組合	共同申請
	2号	鳥取市(同市福部町及び青谷町を除く。)地先	鳥取県漁業協同組合	
	3号	鳥取市青谷町及び湯梨浜町並びに北栄町地先	鳥取県漁業協同組合	
	5号	琴浦町及び大山町並びに米子市淀江町地先	◎鳥取県漁業協同組合、赤碕町漁業協同組合	共同申請
	6号	米子市(同市淀江町を除く。)及び日吉津村地先	米子市漁業協同組合	
	8号	境港市地先	鳥取県漁業協同組合	
※ 海共第1号、第5号は共同申請（◎印の漁協が申請代表者）				

公示番号		漁業の名称	漁場の区域	団体漁業権、個別漁業権の別	免許申請者	備考
海区第	1号	藻類垂下式養殖業	東漁港内(岩美町地先)	個別漁業権	鳥取県漁業協同組合	
	2号	藻類垂下式養殖業	東漁港内(岩美町地先)	個別漁業権	〃	
	3号	藻類垂下式養殖業	田後漁港(岩美町地先)	団体漁業権	田後漁業協同組合	
	4号	藻類垂下式養殖業	岩戸漁港内(鳥取市福部町地先)	団体漁業権	鳥取県漁業協同組合	
	5号	藻類垂下式養殖業	船磯漁港(鳥取市気高町地先)	団体漁業権	〃	
	6号	藻類垂下式養殖業	船磯漁港(鳥取市気高町地先)	団体漁業権	〃	
	7号	貝類垂下式養殖業	船磯漁港(鳥取市気高町地先)	団体漁業権	〃	
	8号	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く。)	長和瀬漁港(鳥取市青谷町地先)	団体漁業権	〃	新規
	9号	藻類垂下式養殖業	泊漁港(湯梨浜町地先)	個別漁業権	〃	
	10号	藻類垂下式養殖業	平田漁港(大山町地先)	団体漁業権	〃	
	11号	藻類垂下式養殖業	平田漁港(大山町地先)	団体漁業権	〃	
	12号	藻類垂下式養殖業	大山町平田地先	団体漁業権	〃	
	13号	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く。)	境港市地先	団体漁業権	〃	
	14号	貝類垂下式養殖業	境港市地先	団体漁業権	〃	

公示番号		漁業の名称	漁場の区域	免許申請者	備考
海定第	1号	雑魚定置漁業	大山町御来屋地先	鳥取県漁業協同組合	

※ 海区第8号以外は、現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権（類似漁業権）（海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権については、当該漁業権とおおむね等しいと認められる「類似漁業権」として設定する必要がある）

【根拠法令】 漁業法抜粋  
(漁業の免許)

第69条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第70条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

## このたびの免許申請に係る審査の概要

## 1 申請の概要

## (1) 漁場計画に定める漁業の免許予定日及び申請期間

免許予定日 令和5年9月1日

申請期間 令和5年6月1日～令和5年7月5日

## (2) 申請件数

共同漁業権：6件

海共第1号：鳥取県漁業協同組合と田後漁業協同組合との共同申請

海共第2号、第3号、第8号：鳥取県漁業協同組合

海共第5号：鳥取県漁業協同組合と赤碕町漁業協同組合との共同申請

海共第6号：米子市漁業協同組合

区画漁業権：14件（鳥取県漁業協同組合：13件、田後漁業協同組合：1件）

定置漁業権：1件（鳥取県漁業協同組合）

計21件

## 2 審査の概要

申請はすべて漁業協同組合からの申請で、同一の漁業権に対し複数の申請はなく、審査基準に照らし、すべての申請が適切であることを確認。

⇒ すべての免許申請者を免許をすべき者に決定して良いものと判断される

審査基準	審査	適否
1 法第71条第1項に規定する免許をしない場合の次の各号の一に該当しないこと。		適
・申請者が法第72条に規定する適格性を有する者でない	適格性あり※	
・海区漁場計画の内容と異なる申請である	漁場計画どおり	
・その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある (審査の結果、その申請者がどの漁業権についても優先的に免許される場合に考慮)	該当せず  (同一の漁業権への複数の申請なし)	
・免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がない	該当なし	
2 団体漁業権に係る申請については、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第50条第4号（組合法第52条第6項に規定する総代会によるものも含む。）に規定する特別決議事項の議決又は総会の部会において組合法第51条の2第6項第1号の規定に基づく議決が行われていること。 ⇒正組合員の1/2以上が出席し、その議決権の2/3以上をもって議決の必要がある。	総会議事録により確認  ○鳥取県漁協 正組合員 348人、出席 313人…90% 賛成 312/312=100% ○田後漁協 正組合員 60人、出席 38人…63% 賛成 37/37=100% ○赤碕町漁協 正組合員 33人、出席 29人…88% 賛成 28/28=100% ○米子市漁協 正組合員 34人、出席 29名…85% 賛成 28/28=100%	適
3 法人による個別漁業権に係る申請については、組合法第17条第1項の要件を満たす等、事業の実施が可能なこと。	【対象】4件 海区第1号（東漁港 藻類養殖） 海区第2号（東漁港 藻類養殖） 海区第9号（泊漁港 藻類養殖） 海定第1号（御来屋 雑魚定置）  定款により確認 ・組合事業として「漁業、養殖業の経営」あり	適

4 同一の個別漁業権について1の条件を満たす申請が複数あるときは、法第73条第2項に規定する各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許する。	該当なし	—
--	------	---

※ 法第72条に規定する適格性の確認

適格性	対象	確認	適否
<p>【個別漁業権】：同条第1項 次の各号のいずれにも該当しない者 ①漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。 ②暴力団員等であること。 ③法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに①、②のいずれかに該当する者があるものであること。 ④暴力団員等がその事業活動を支配する者であること</p>	<p>■経営者（漁協自営含む）に免許する区画漁業権、定置漁業権</p> <p>海区第1号（東漁港 藻類養殖） 海区第2号（東漁港 藻類養殖） 海区第9号（泊漁港 藻類養殖） 海定第1号（御来屋 雑魚定置）</p>	<p>該当しない （誓約書）</p>	適
<p>【類似漁業権として設定された団体漁業権の内容たる区画漁業権】：同条第2項第1号 ①当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む  ②漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であり、  ③関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯のうち、その組合員の属する世帯が2/3以上であるもの</p>	<p>■現在、既に設定されている漁業権とほぼ同一の内容の漁業権で、漁協が自営しない区画漁業権</p> <p>海区第3号（田後漁港 藻類養殖） 海区第4号（岩戸漁港 藻類養殖） 海区第5号（船磯漁港 藻類養殖） 海区第6号（船磯漁港 藻類養殖） 海区第7号（船磯漁港 貝類養殖） 海区第10号（平田漁港 藻類養殖） 海区第11号（平田漁港 藻類養殖） 海区第12号（平田地先 藻類養殖） 海区第13号（境港市地先 魚類養殖） 海区第14号（境港市地先 貝類養殖）</p>	<p>①定款により確認  ②申請者はすべて漁協  ③免許適格者届、組合員名簿により確認</p>	適
<p>【共同漁業権及び新規の漁場に係る団体漁業権の内容たる区画漁業権】：同条第2項第2号  ①当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む  ②漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であり、  ③関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業（※）を営む者の属する世帯のうち、その組合員が属する世帯が2/3以上であるもの</p> <p>※海面における総トン数20トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業</p>	<p>■共同漁業権及び漁協が自営しない新規の区画漁業権</p> <p>海共第1号、第2号、第3号、第5号、第6号、第8号（採貝、採藻）  海区第8号（長和瀬漁港 魚類養殖）</p>	<p>①定款により確認  ②申請者はすべて漁協  ③免許適格者届、組合員名簿により確認</p>	適

## 漁業権免許の審査について

漁業法（以下「法」という。）第64条第6項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対し、次の審査基準により審査し、免許すべき者を決定します。

### 1 免許をしない場合：法第71条

次のいずれかに該当するときは、免許をしません。

- ①申請者が適格性（※）を有する者でないとき。
- ②海区漁場計画の内容と異なる申請があったとき。
- ③その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
- ④免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

### ※ 免許についての適格性：法第72条

#### (1) 個別漁業権（漁協自営の区画漁業権、定置漁業権）：同条第1項

次のいずれにも該当しない者

- ①漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- ②暴力団員等であること。
- ③法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに①、②のいずれかに該当する者があるものであること。
- ④暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

#### (2) 団体漁業権（共同漁業権、漁協が自営しない区画漁業権）：同条第2項

当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であって、団体漁業権の種類に応じ、次のとおり。

##### ①類似漁業権として設定された区画漁業権：同項第2号

その組合員のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの

##### ②①以外（共同漁業権又は新規の区画漁業権）：同項第2号

その組合員のうち関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業（※）を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの

※ 海面における総トン数20トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業

### (留意事項)

#### 1) 当該漁業を営む者に法人がいる場合の世帯の数を計算する方法

当該漁業を営む者が法人（※）であるときは、当該法人の組合員、社員若しくは株主、又は、当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算します。

※ 法人は、株式会社にあつては、公開会社でないものに限ります。

#### 2) 2以上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が共同してした申請の場合

→「その組合員」を「それらの組合員」と読み替えます。

## 2 免許をすべき者の決定：法第73条

### (1) 免許の申請が1件のみのとき：同条第1項

⇒公示した申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、免許をしない場合のいずれかに該当する場合を除き、免許する。

※ 団体漁業権（共同漁業権、漁協が営まない区画漁業権）については、適格性を有する者は1者のみのため、すべてこちらに該当

### (2) 免許の申請が複数あるとき：同条第2項

→個別漁業権（漁協が営まない区画漁業権以外の区画漁業権、定置漁業権）が該当

#### 1) 類似漁業権の場合：同項第1号

①現に免許を有する者からの申請があり、その者が現在の漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合

⇒現に免許を有する者

（適切かつ有効に活用されているか）は、別紙のチェックシートにより判断します。）

#### ②上記以外の場合：同項第2号

（新規の漁業権、現漁業権者からの申請がなかった場合、現漁業権者が現在の漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められない場合）

⇒免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

（地域の水産業の発展に最も寄与する者）は、申請時に添付される事業計画書等により、生産量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通や加工に与える影響等を中長期的な観点から次の基準により総合的に勘案し、判断します。）

- (1) 免許を受けることで当該漁場が適切に管理され、漁業生産の維持増大が見込まれること。
- (2) (1)の漁業生産の増大の達成を通じ、地域の漁業所得の向上が図られる見込みがあること。
- (3) 地域住民に対し適切な就業機会を確保することにより、(1)及び(2)が達成される見込みがあること。
- (4) 関係漁業協同組合に対し、積極的に漁場利用計画を説明し、理解を得るよう努めていること。
- (5) 地元の水産物流通・加工業者との良好な関係構築が図られていること。

## 3 その他

(1) 団体漁業権に係る申請については、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第50条第4号（組合法第52条第6項に規定する総代会によるものも含む。）に規定する特別決議事項の議決又は総会の部会において組合法第51条の2第6項第1号の規定に基づく議決が行われていること

⇒ 正組合員（総代会の場合は総代）の1/2以上が出席し、その議決権の2/3以上をもって議決が必要

(2) 法人による個別漁業権に係る申請については、組合法第17条第1項の要件を満たす等、事業の実施が可能なこと。

法第73条第2項第1号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート

漁業権番号：〇〇

漁業権者：〇〇漁業協同組合

年 月 日：〇年〇月〇日

部署及び担当者氏名：

チェック項目	合理的理由の有無 (注4)	該当する場合に 「√」	判断の根拠 (注5)
<b>1 資源管理の状況等の報告</b>	/		
(1) 漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている			
(2) 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等の報告事項のうち必要な事項について報告を行っている(注1)			
<b>2 適切の判断基準</b>			
(1) 漁業関係法令を遵守している			
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している			
(3) 漁具の使用・設備状況や薬品の使用状況が適切である			
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる			
(5) 資源管理を適切に実施している			
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)			
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない			
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない			
(9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない			
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない			
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている			
(12) その他			
<b>3 有効の判断基準</b>			
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(注2・3・4)			
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)(注4)			
(3) 漁場の全てを利用している(注4)			
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている			
(5) その他			
<b>4 評価</b>	問題なし/問題あり		
評価理由	.....		

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。  
 ※ 原則として、全てのチェック項目を満たす場合に、「適切かつ有効」と判断する。ただし、1つ以上空欄があるにもかかわらず、「適切かつ有効」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。  
 (注1) 報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。  
 (注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。  
 (注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。  
 (注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。  
 (注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

## 【関係法令】

### ■漁業法 抜粋

(漁業の免許)

第69条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第70条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(免許をしない場合)

第71条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

- 一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
  - 二 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
  - 三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
  - 四 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。
- 2 前項第四号の場合において同号の所有者又は占有者の住所又は居所が明らかでないため同意が得られないときは、最高裁判所の定める手続により、裁判所の許可をもってその者の同意に代えることができる。
- 3 前項の許可に対する裁判に関しては、最高裁判所の定める手続により、上訴することができる。
- 4 第1項第四号の所有者又は占有者は、正当な事由がなければ、同意を拒むことができない。
- 5 海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、当該申請が第一項各号のいずれかに該当する旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該申請者に同項各号のいずれかに該当する理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 6 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(免許についての適格性)

第72条 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
  - 二 暴力団員等であること。
  - 三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
  - 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- 2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内を含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権 その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
  - 二 団体漁業権（前号に掲げるものを除く。） その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第百六条第四項において同じ。）を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業権にあつては当該河川において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業権にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。）の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
- 3 前項の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下この項において同じ。）の組合員、社員若しくは株主又は当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。
- 4 第二項の規定は、二以上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が共同してした申請について準用する。この場合において、同項中「その組合員」とあるのは「それらの組合員」と、「その会員」とあるのは「それらの会員」と読み替えるものとする。
- 5 第二項第一号に掲げる団体漁業権の関係地区内に住所を有し当該団体漁業権の内容たる漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合若しくはその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会が同号に定める漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会に対して当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合又は同項第二号に掲げる団体漁業権の関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合若しくはその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会が同号に定める漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会に対して当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合には、申出を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。
- 6～8 略

(免許をすべき者の決定)

第73条 都道府県知事は、第64条第6項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第71条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

- 2 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。
- 一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権（以下この号において「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

## ■漁業権施行規則 抜粋

(漁業の申請)

第25条 法第69条第1項の漁業の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 申請に係る漁業権の内容
- 三 その他参考となるべき事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 申請者が個人である場合には、住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名及び生年月日を証する書類
  - 二 申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書
  - 三 事業計画書
- 四 法第72条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 五 法第72条第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- 六 申請者が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会である場合には、漁業権の得喪又は変更を議決した総会（総会の部会及び総代会を含む。）の議事録の抄本
- 七 その他都道府県知事が必要と認める書類

## ■水産業協同組合法 抜粋

(漁業の経営)

- 第17条 第19条第1項の規定により組合員に出資させ、かつ、その営む漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者の三分の一以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者である組合は、第11条に規定する事業のほか、漁業及びこれに附帯する事業を営むことができる。
- 2 前項の規定により組合が漁業を営むには、組合員の三分の二以上の書面による同意を必要とする。
  - 3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業を営むことについての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。
  - 4 前三項の規定により漁業及びこれに附帯する事業を営む組合は、第一項の条件を欠くに至つた場合には、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出るとともに、その事業を廃止するため必要な定款の変更をしなければならない。この場合には、組合は、定款の変更があるまではその事業を行うことができる。

(特別決議事項)

第50条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議を必要とする。

- 一～三の二 略
- 四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更
- 五～六 略

## 【参考】

### ■漁業法 抜粋

(都道府県による水面の総合的な利用の推進等)

第61条 都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならない。

(海区漁場計画)

第62条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

- 2 海区漁場計画においては、海区（第136条第1項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項
    - イ 漁場の位置及び区域
    - ロ 漁業の種類
    - ハ 漁業時期
    - ニ 存続期間（第75条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）
    - ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別
    - ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第72条及び第106条第4項において同じ。）
    - ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項
  - 二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項
    - イ 漁場の位置及び区域
    - ロ 保全活動の種類
    - ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

(海区漁場計画の作成の手続)

- 第64条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。
  - 3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。
  - 4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
  - 5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
  - 6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。
  - 7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して3月を経過した日以後の日としなければならない。
  - 8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

鳥取海区漁場計画の概要  
(令和5年5月29日付けで公表)

1 漁業権に関すること

(1) 第一種共同漁業 (採貝採藻漁業)

存続期間：令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間

番号	漁場の位置	漁業の名称 (魚種)																		
		わかめ	てんぐさ	いわのり (あまのり)	もずく	くろも	あかもく	えごのり (いぎす)	ひじき	あわび	さざえ	いがい	こたまがい	ばい	かき	いな	たこ	うに	なまこ	
		漁業時期																		
		2/1-6/30	6/6-8/31	11/1-5/31	2/1-8/31	2/1-6/30	3/1-5/31	7/21-8/31	4/1-6/30	1/1-12/31										
海共第	1号	岩美町～鳥取市福部町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○		○	○	○
	2号	鳥取市 (福部町、青谷町を除く。)	○	○		○	○	○			○	○	○	▲	○	○		○	○	○
	3号	鳥取市青谷町、湯梨浜町、北栄町	○	○	○		◎	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○
	5号	琴浦町、大山町、米子市淀江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎		○	○	○	○	○	○
	6号	米子市 (淀江町を除く。)、日吉津村	○	×	○									▲	○	○		○	○	○
	8号	境港市									◎	◎	◎		○	◎		○		○

※線を引いた太文字箇所が現行からの変更点 (×は除外、◎は新規設定、▲は要望はあったが設定しないもの)

漁場の区域 距岸1,500mもしくは距岸2,000mまでの区域 (ただし、泊漁港内、淀江漁港内、鳥取港内、赤碕港内、鳥取空港付近を除く)  
条 件 公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(2) 第一種区画漁業 (養殖業)

存続期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間

番号	漁業の名称	漁業の時期	団体漁業権 又は個別漁業権の別	旧			漁場の区域	現漁業権者	備考	
				番号	漁業の名称	漁業の時期				
海区第	1、2号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	個別漁業権	1、2号	わかめ養殖業	10/21-4/30	東漁港内	鳥取県漁協	
	3号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	団体漁業権	3号	わかめ養殖業	11/1-4/30	田後漁港	田後漁協	
	4号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	団体漁業権	4号	わかめ養殖業	11/1-3/31	岩戸漁港内	鳥取県漁協	
	5、6号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	団体漁業権	5、6号	わかめ養殖業	11/1-3/31	船磯漁港	鳥取県漁協	
	7号	貝類垂下式養殖業	周年	団体漁業権	7号	いわがき養殖業	周年	船磯漁港	鳥取県漁協	
	8号	魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	周年	団体漁業権	8号	わかめ養殖業	11/1-3/31	長和瀬漁港	鳥取県漁協	除外
								長和瀬漁港		新規
	9号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	個別漁業権	9号	わかめ養殖業	11/1-4/30	泊漁港	鳥取県漁協	
	10、11号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	団体漁業権	10、12号	わかめ養殖業	10/21-4/30	平田漁港	鳥取県漁協	
					11号	のり養殖業	10/21-4/30	平田漁港	鳥取県漁協	除外
	12号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	団体漁業権	13号	わかめ養殖業	10/21-4/30	大山町平田地先	鳥取県漁協	
	13号	魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	周年	団体漁業権	14号	魚類 (ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ、あじ) 小割り式養殖業	周年	境港市地先	鳥取県漁協	
	14号	貝類垂下式養殖業	周年	団体漁業権	15号	いわがき養殖業	周年	境港市地先	鳥取県漁協	

※ 線を引いた太文字箇所が現行からの変更点

※ 海区第8号以外はすべて類似漁業権として設定

※ 区画漁業権はこれまで全て漁協に免許しているが、漁協が自営している地区は個別漁業権とし、それ以外を団体漁業権として設定

条 件

- (1) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識とする。
- (2) 公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(3) 定置漁業（身網の最深部が水深2.7m以深に設置される漁具を定置して営む漁業）

存続期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間

番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の区域	現漁業権者	備考
海定第1号	雑魚定置漁業	1/1-12/31	大山町御来屋地先	鳥取県漁協（御来屋支所）	変更なし

条件

- (1) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識とする。
- (2) 公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

2 保全沿岸漁場に関する事項

設定なし

3 類似漁業権以外の漁業権

海区第8号

(参考)

1 今後のスケジュール

- ① 漁場計画の作成及び公表、漁業の免許予定日、申請期間等の公示（R5.5.29 公表）  
 免許予定日 令和5年9月1日、申請期間 令和5年6月1日～令和5年7月5日
- ② 免許の申請受付、審査  
 ・鳥取海区漁業調整委員会委員会への諮問、答申（R5.8.1）
- ③ 免許（漁業権の取得）（R5.9.1）  
 ・入漁権の設定（R5.9.1）  
 ・漁業権（入漁権）行使規則の認可（R5.9.1）

2 漁業権について

漁業権とは、都道府県知事の免許により設定される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利で、県が作成する漁場計画（漁場位置、漁業種類、漁業時期、存続期間等、漁業権の具体的な免許内容等を定めるもの）に基づき漁協等に免許される。

漁業権は、共同漁業権（採貝採藻など）、区画漁業権（養殖）、定置漁業権（大型定置網など）の3種類に大別され、現在、本県では、共同漁業権6件と区画漁業権15件、定置漁業権1件が設定されている。

(1) 共同漁業（存続期間：5年又は10年）

一定の水面を関係地区の漁業者が共同に利用して営む漁業。

- ・第一種共同漁業：藻類・貝類等の定着性の水産動植物を目的とする漁業
- ・第三種共同漁業：特定海面において営む地びき網漁業等

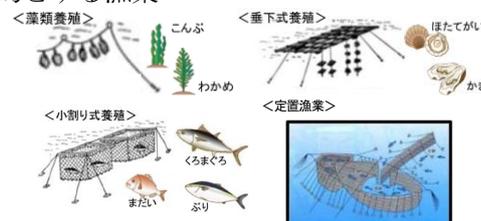
(2) 区画漁業（存続期間：5年又は10年）

一定の区域において営む養殖業。

- ・わかめ養殖、のり養殖、かき養殖、魚類小割り式養殖など

(3) 定置漁業（存続期間：5年）

身網の設置される最深部の水深が2.7m以深の定置網漁業。



漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用することから、漁業権者は、妨害排除請求権と妨害予防請求権を有する。

敷設もしくは使用中の漁具又は養殖施設のき損等により採捕又は養殖行為を妨害する行為や、漁場内における採捕又は養殖の目的物である水産動植物を採捕する行為、水質の汚濁や工作物の設置等によって漁場内における採捕又は養殖の目的物たる水産動植物の棲息及び来遊等を阻害する行為などの漁業権に基づく漁業を営む権利を侵害する行為は、法第195条に基づく漁業権侵害罪に該当することがある。

3 漁場計画について

漁場計画は、設定する漁業権の具体的な内容（漁場位置、漁業種類、漁業時期、存続期間等）等を定めるもので、このたびの漁場計画の作成は、70年ぶりの大改正として令和2年に施行された改正漁業法（※）に基づき初めて行われた。

これまで漁業権の免許が必要なたびに必要な漁業権の内容についてのみ作成していましたが、今後は、法定の存続期間（5年もしくは10年）の短い5年ごとに、すべての漁業権等の内容を対象とした一覧性のある計画として作成。

これは、水面の総合的な利用や漁場利用の高度化を促進するため、一定の期間ごとに、漁場の環境、漁場の利用状況、社会経済的状況、海況等の変化を踏まえ、計画を見直し、現状に適した計画とすることを目的としている。

※ 改正漁業法では、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、円滑な規模拡大や新規参入による生産性の向上や漁場の有効利用が図られることを目的として、漁業権等による水面利用に関する基本的制度が見直され、透明性を確保したプロセスの下で制度が運用されるよう規定が整備された。